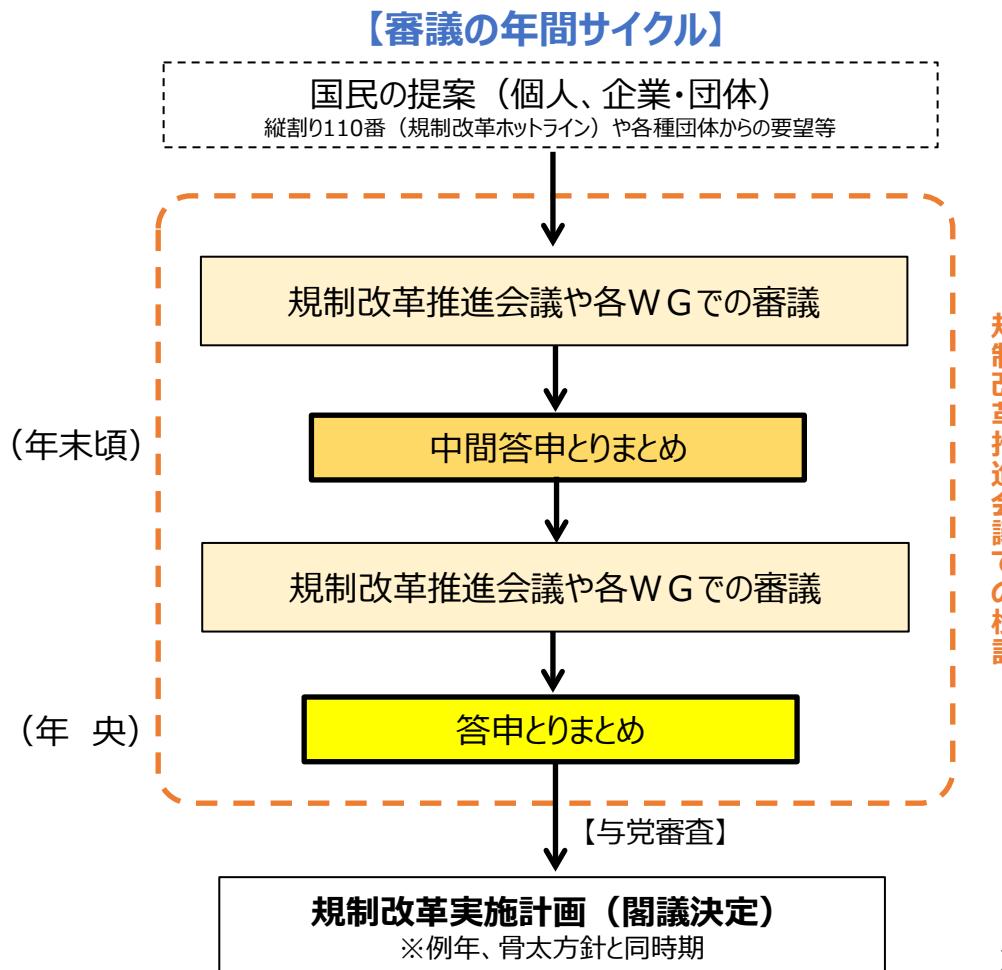
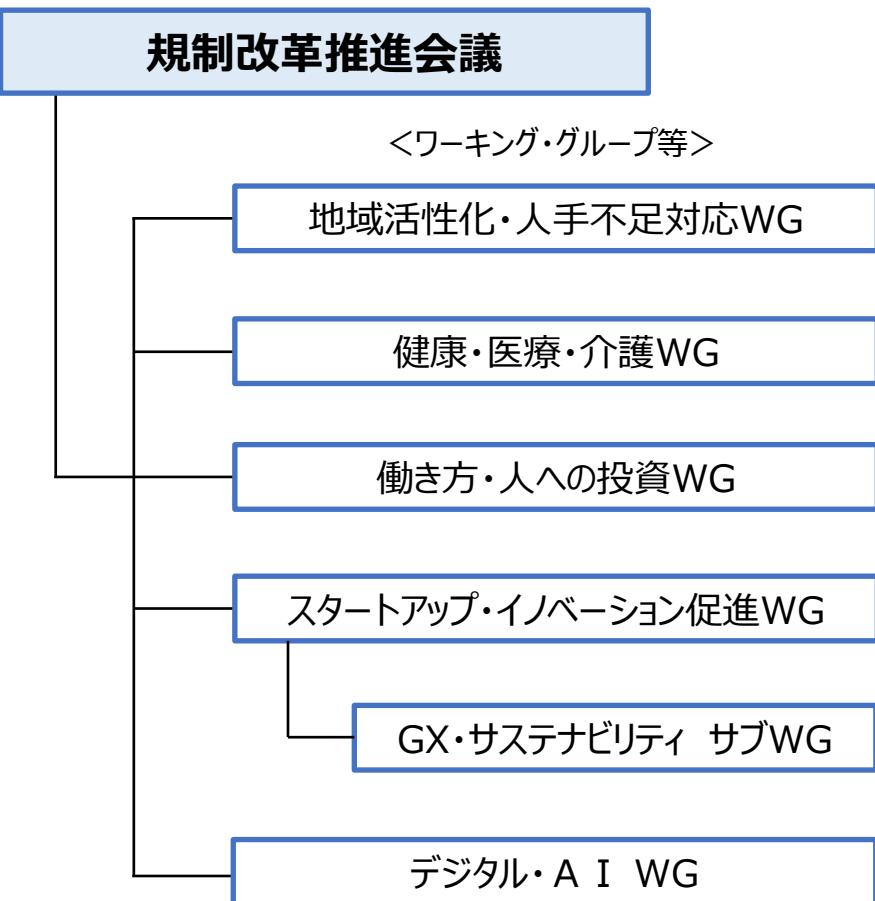


# 規制改革推進会議について

---

- 規制改革推進会議は、内閣府設置法（第37条第2項）に基づき設置された総理の諮問機関（審議会）。
- 経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査・審議。
- 例年秋頃、親会議にて当期の重点事項等を設定。各ワーキング・グループにおける具体的な審議を積み重ね、近年は、年末に中間答申、年次に答申をとりまとめ。その後、政府として規制改革実施計画を閣議決定。
- 本年より、人手不足への対応やデジタル・A Iの社会実装といった課題にこれまで以上に取り組むため、ワーキング・グループの体制を強化（WGの改組、専門委員の拡充）。

### 【審議の体制】※2025年1月～





## デジタル・A I 技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

- 現行の労働安全衛生法等で定める**安全義務**（例：ヘルメットの着用）や**技能要件**（免許や技能講習の要件）では、遠隔・自律運転が可能な機械（建設機械など）であっても、**運転席に人が常駐し操作することが前提**となっている。
  - 遠隔操作や無人化での作業の実現のため、**技術の発展に対応した新たなルールを策定すべく、①専門家検討会を設置し、作業ごとに必要な安全義務及び技能要件、機械の技術水準等の検討項目を整理。②当該整理を踏まえ、安全衛生関係法令の改正等を検討・措置。**（①令和7年検討会設置、8年上期整理。②8年上期以降検討、結論を得次第速やかに措置）
- デジタル・A I 機械の**実装・普及を加速**し、建設現場などの深刻な**人手不足の解消、生産性向上を実現。**

<人が乗ることを前提とした労働安全衛生法令（例：労働安全衛生規則第412条におけるヘルメット等の着用義務）について、遠隔操作など作業ごとに要件を整理・改正>

### 【無人運転機械をめぐる現状】

・近年、産業の場で使用される様々な機械の無人運転（遠隔運転・自律運転）に関する技術が開発され、一部では社会実装されている。

#### ＜建設機械＞

ブルドーザー、油圧ショベル等

#### ＜クレーン＞

タワークレーン、R T G（港湾の門型クレーン）

#### ＜荷役機械＞

フォークリフト、ストラドルキャリア（港湾でコンテナの搬送を行う機械）、A G V（無人搬送車）

#### ＜農業機械＞

トラクター、田植機、コンバイン等

#### ＜林業機械＞

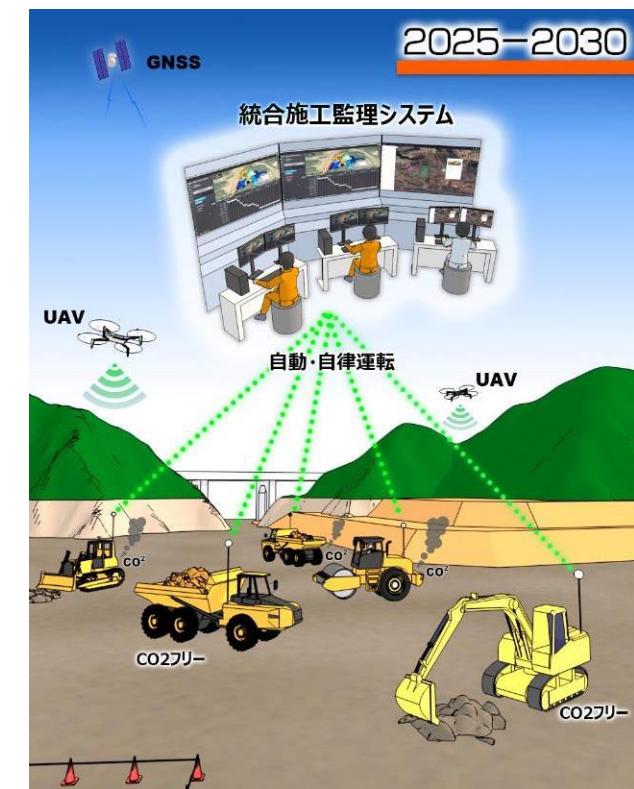
伐木用機械等

### 【建設機械の遠隔操作例】



【出典】国土交通省提供画像より引用

### 【将来のイメージ（例）】



【出典】第4回デジタル・A I ワーキング・グループ 大林組提供画像より引用

## 4 デジタル・AI

### チ デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

【a: (前段・専門家検討会設置) 令和7年措置、  
(前段・整理) 令和8年上期措置、  
(後段) 令和8年上期以降検討開始、結論を得次第速やかに措置、  
b: 令和7年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

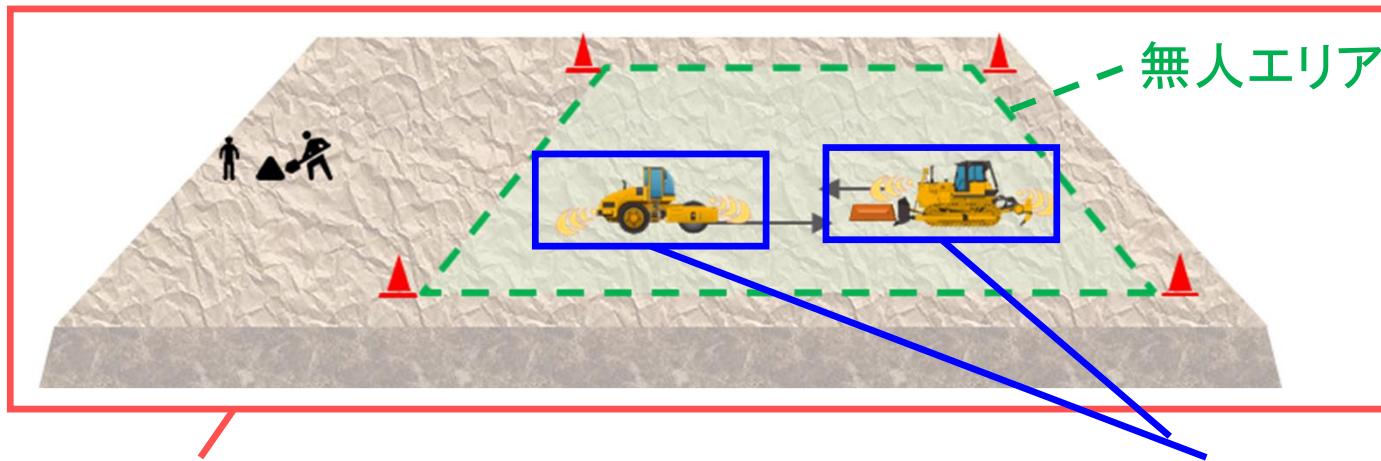
少子高齢化及び人口減少が進展し、建設現場の担い手不足が深刻化する中、その対応として遠隔操作や無人化などのデジタル・AI技術を活用した建設機械(以下「デジタル・AI建設機械」という。)の利用が期待されているが、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び同法関係法令(以下「安衛法関係法令」という。)では、遠隔操作などデジタル・AI技術の活用を前提とした労働災害防止のために必要な措置(以下「安全義務」という。)や免許・技能講習の要件(以下「技能要件」という。)が定められていないことから、デジタル・AI建設機械を実際の現場で使用する際に、どのような条件・対応によって安全義務が満たされるのか、また、どのような技能要件74件が必要なのかが不明確であるため、事業者はデジタル・AI建設機械の利用を躊躇するとの声がある。

こうした状況を踏まえ、安全義務や技能要件を明らかにすることで、デジタル・AI建設機械の更なる技術的発展及び利用を促進し、建設業界の人手不足解消及び生産性向上につなげることが重要である。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### ＜実施事項＞

- 厚生労働省は、建設機械を含めデジタル・AI技術を活用した機械(以下「デジタル・AI機械」という。)の開発が進んでいることを踏まえ、労働者の安全及び健康を守りつつ、デジタル・AI機械全般の更なる技術的発展及び利用を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、安衛法関係法令が適用される機械で遠隔運転・自律運転(以下「無人運転」という。)を行う場合の労働災害防止対策に関する専門家検討会を設置する。当該検討会において、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を把握・確認した上で、作業ごとに必要となる安全義務及び技能要件、機械の技術水準など検討すべき項目を整理する。また、厚生労働省は、関係省庁と連携しつつ、当該専門家検討会による検討・整理の結果を踏まえ、安衛法関係法令に無人運転を行う場合の安全義務や技能要件を明記するなどの具体的な措置を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。
- 厚生労働省は、aが措置されるまでの間、現状の安衛法関係法令に基づく機械の無人運転における労働災害防止のために必要な措置に関する相談が労働基準監督署にあった際、労働基準監督署ごとに異なる判断(いわゆるローカルルール)が発生しないよう、労働基準監督署から都道府県労働局を通じ、厚生労働省本省に照会させるなど、集約し、判断の統一性を確保する。

- 今後、無人工エリア内において自動施工を実施する上で必要な各種要件を整理
- 関係省庁とも連携し、自動施工の実装を推進



自動施工の安全ルール  
(R6.3策定、R7.3改定)

無人工エリアにおける要件  
(令和7年度から今後検討・整理)

## 内 容:

自動施工を実施する上で遵守する基本項目

- 本ルールの役割、位置づけ
- エリアの設定と運用
- 安全性確保のための関係者の役割  
及びリスクアセスメント  
など



## 内 容:

無人工エリアにおける自動施工に求める各種要件

- 所定の範囲から逸脱しないこと
- 安全装置
- オペレータに求める知識・技能  
などを想定

- 厚生労働省が関係省庁と連携しつつ検討会を設置(令和7年)
- 機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を把握・確認した上で、作業ごとに必要となる安全義務及び技能要件、機械の技術水準など検討すべき項目を整理(令和8年上期)

厚生労働省が設置する検討会		国土交通省 自動化・自律化協議会
対象分野	分野横断 (農業、荷役、林業、土木…)	土木
検討内容	労働安全衛生法令に係る検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記内容に係る土木工事における運用に関する検討</li> <li>・無人工業に係る検討</li> </ul>
アウトプット	労働安全衛生法令に係る検討	上記検討内容に関する基準類